

平成27年3月24日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

総務常任委員会
委員長 内場 恭子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第8号議案 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び非常勤特別職の報酬の支給方法を改めることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 法律改正により新教育長は任期3年の常勤特別職となる。また、教育委員会の委員長をなくし、教育委員会を総理する者が教育長に変更となる。
2. 非常勤職員の報酬について、日額の規定を新たに明記するとともに年額・日額の具体的な支払い方法を定め、年額については一括または分割の2種類の方法によることができるよう改める。
3. 別表1の行政区長、行政隣組長への支払いは、年度途中でやめる方への支払を退職後すぐにできるように新たに規定を設け、また、加算額部分の規定の基準日を当該年度最初の4月末とするよう改める。

このほか、行政区長、行政隣組長の報酬に関連し、自治会加入率の状況や、世帯数及び人口割加算についての質疑が行われた。

【意見】

(反対意見)

- ・教育委員会の改正で、教育委員会の委員長をなくし新教育長にその役割を併せ持たせようというもので、これを具体化する教育委員会の委員長削除を行う条例の改正は認められないことから反対する。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第9号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び他の地方公共団体の給与改定状況等を勘案し、一般職員の給料月額及び諸手当並びに市議会議員、常勤の特別職及び教育長の期末手当を改定するにあたり、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 地域手当は、国の基準3%よりも増額し6%とする。経過措置を設け平成27年度は1%増額の4%にするとのこと。今回示された国の基準は、福津市10%、新宮町6%、粕屋地区では6%と3%の町がある。古賀市は3%という基準であったが、隣接する福津市、新宮町と比べ経済地域として大差はないという市長の判断で独自に6%とした。
2. 職員給与表の減額については、3年間の現給保障を行い現在の給与は担保する。定期昇給分は、階級によっては上がらず現給保障のままということもあるが、地域手当を1%増額することで担保する。
3. 管理職の特別勤務手当については、災害対応を想定し、午前0時から午前5時までの勤務を新たに支給範囲に加え、職に応じた額を規則で定める予定とのこと。

【意見】

(反対意見)

- ・人事院勧告により古賀市の一般職員の給与を平均2%引き下げようというもので認めることができない。地域手当を6%に増額してカバーしようとしているが、これも地域間格差がある。市民の福祉やサービスの向上に努力する職員の意欲を保つためにも、地域経済の担い手である市職員の給与を引き下げることに反対する。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第10号議案 古賀市入札監視委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、行政内部組織を改変し新たに管財課を設けることに伴い、入札監視委員会の所管課を改めるため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 国が平成 28 年度までに公共施設等総合管理計画の策定を義務づけており、古賀市も 27 年度から計画策定に取り組むため、財政課の管財係と契約係を、新たに管財課に昇格させ、計画の策定に当たらせる。
2. 業務量の増大も見込まれ、将来的には事務分掌の見直しや、公共施設を持つ部署にまたがる横断的な組織の検討も必要と考えられるとのこと。

【意見】

(賛成意見)

- ・老朽化する公共施設の管理のため、新たに組織を整理し管財課を設けるもので、今後、公共施設の老朽化などへの具体的な取り組みが進められることを求めて賛成する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 20 号議案 古賀市清瀧ダム対策事業基金条例を廃止する条例の制定について

本案は、古賀市清瀧ダム対策事業基金を全額交付したことにより基金運用の必要がなくなるため、条例を廃止するものである。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 清瀧ダムの建設中止に伴い、平成18年2月に福岡地区水道企業団及び福岡県と、古賀市及び薦野区との間で覚書と協定書を交わし、基金 1 億750万円を積み立て、それを基に公民館や有線放送などを整備してきたが、今年度でその基金は全部交付された。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 37 号議案 字の区域の変更について

本案は、経営体育成基盤整備事業の進捗に伴い、薬王寺区、小山田区及び谷山区の一部の地域について字の区域を変更するものである。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 小野南部基盤整備事業において行政区界及び字界をまたがった開発を行っている。約 48 ヘクタールの開発区域内に 1,108 筆を有しており、造成工事を行い 264 筆に再編を予定している。
2. 事業完了後、圃場の形状に応じ 1 区画 1 筆となるよう合筆登記を行う必要があるが、開発区域内に 3 つの行政区、16 の小字を有しており、行政区界及び字界をまたがった合筆登記を行うことができないことから、平成 27 年に予定している換地処分公告に先立ち、地元区長及び農区長の同意を得た上で、字の区域を変更しようとするもの。
3. 審査にあたり、執行部から小字ごとに編入する区域の大字、小字、地番を示した追加資料の提出があった。すべての筆が入った詳細図面は農林振興課で閲覧できるとのこと。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 38 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

本案は、平成 27 年 4 月 1 日から有明広域葬斎施設組合が有明生活環境施設組合に名称を変更することに伴い、規約の一部を変更するものである。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。